

令和2年4月24日

組合員・ご利用者の皆さま

胎内市農業協同組合

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた事業対応について

平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、4月17日の市内での新型コロナウイルス感染症患者の確認を受けて新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。当組合は、地域の皆様方の健康・安全を最優先として、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から以下の事業対応とさせていただきます。

### 1. ご来店時のお願い

ご利用者の感染防止のため、体調不良の方のご来店はお控え下さい。また、ご来店時にはできる限りマスクの着用をお願いするとともに、お待ちいただく際は、ほかのご来店者との間隔をお取りいただきますようご協力をお願い申し上げます。

### 2. 金融共済事業

現金の入出金やお振込み、残高照会等はATMのご利用が便利ですので、お近くのATMのご利用をぜひご検討下さい。

感染拡大防止の観点から、場合によっては職員の窓口体制の縮小等を行う可能性がございます。その場合は、窓口でのお取り引きに通常以上のお時間を頂戴することが予想されます。

緊急事態宣言が解除されるまでの間は、定期的な集金、年金・給与宅配サービス、ご利用者からの要望などを除いた面談を伴う渉外活動を原則として自粛いたします。

### 3. 営農経済事業ほか

グリーンセンターをはじめ各センターの窓口では感染防止のための透明ビニールの設置等、感染防止対策を講じています。また、訪問する際には、極力電話等で確認を取りながらお伺いいたしますのでご理解をお願いいたします。

### 4. 文書配布について

緊急事態宣言が解除されるまでの文書配布につきましては、接触感染防止により手渡しによるお渡しではなく、原則ポストへの投函により実施させていただきます。

組合員・ご利用者の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上